

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月23日

【事業年度】 第14期(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 M & A キャピタルパートナーズ株式会社

【英訳名】 M & A Capital Partners Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 村 悟

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-6880-3800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理部長 上 原 大 輔

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-6880-3803(直通)

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理部長 上 原 大 輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月
売上高 (千円)			8,337,246	8,018,443	12,592,278
経常利益 (千円)			3,612,458	3,160,042	5,855,801
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)			2,603,394	2,092,201	3,925,209
包括利益 (千円)			2,603,394	2,092,201	3,925,209
純資産額 (千円)			11,057,781	13,174,727	17,205,415
総資産額 (千円)			13,334,102	15,161,078	21,131,448
1株当たり純資産額 (円)			362.71	420.50	546.27
1株当たり 当期純利益金額 (円)			89.34	67.30	125.77
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)			85.47	66.07	123.32
自己資本比率 (%)			82.6	86.6	80.7
自己資本利益率 (%)			33.9	17.3	26.0
株価収益率 (倍)			31.3	51.0	25.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			3,571,504	1,886,384	5,822,554
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			1,052,937	1,548,692	147,672
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			2,017,849	20,193	51,620
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			7,869,086	8,226,972	13,953,475
従業員数 (名)			115	143	169

(注) 1. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期の自己資本利益率は、第11期末の個別財務諸表及び第12期末の連結財務諸表の自己資本を用いて算定しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

5. 2019年12月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2015年 9月	2016年 9月	2017年 9月	2018年 9月	2019年 9月
売上高 (千円)	2,847,868	3,755,105	6,334,280	6,460,303	10,918,877
経常利益 (千円)	1,524,796	1,860,684	3,402,342	3,176,335	5,831,071
当期純利益 (千円)	892,732	1,081,741	2,390,319	2,164,673	3,962,984
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	440,937	455,625	2,491,243	2,503,615	2,503,615
発行済株式総数 (株)	13,240,000	14,104,000	15,173,000	15,605,000	15,605,000
純資産額 (千円)	3,241,067	4,352,106	10,853,079	13,042,497	17,110,960
総資産額 (千円)	4,453,971	5,746,264	12,560,870	14,536,562	20,514,704
1株当たり純資産額 (円)	121.96	153.88	355.97	416.26	543.24
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり 当期純利益金額 (円)	33.85	38.75	82.03	69.63	126.98
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	30.36	36.46	78.48	68.36	124.51
自己資本比率 (%)	72.5	75.5	86.0	89.4	82.6
自己資本利益率 (%)	33.9	28.6	31.6	18.2	26.5
株価収益率 (倍)	24.5	27.9	34.1	49.3	25.5
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,671,904	1,312,613			
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,136,917	183,024			
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	289,279	29,298			
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	2,173,783	3,332,670			
従業員数 (名)	38	50	59	75	98
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	159.3 (106.4)	208.1 (99.7)	537.2 (126.3)	660.3 (137.0)	622.8 (119.7)
最高株価 (円)	2,063 (4,485)	2,524	6,000	10,880	7,470
最低株価 (円)	1,563 (1,920)	1,423	2,002	5,530	3,110

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期及び第11期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 当社は2015年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期から第14期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 最高株価及び最低株価は、2015年12月15日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2015年12月14日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、第10期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
7. 2019年12月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。なお、発行済株式総数については当該株式分割前の実際の株式数を記載しております。

2 【沿革】

年月	事項
2005年10月	東京都新宿区西新宿三丁目において、M & A 仲介業務を事業目的とした、M & A キャピタルパートナーズ株式会社を設立(資本金3,000千円)
2006年3月	本社を東京都新宿区西新宿一丁目に移転
2007年2月	本社を東京都千代田区麹町三丁目に移転
2013年11月	東京証券取引所マザーズに新規上場
2014年3月	本社を東京都千代田区丸の内一丁目に移転
2014年12月	東京証券取引所の市場第一部銘柄に指定
2016年10月	株式会社レコフ(現 連結子会社)及び株式会社レコフデータ(現 連結子会社)の発行済株式の全てを取得

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社(株レコフ及び株レコフデータ)の計3社で構成されております。当社グループはM & A 関連サービス(仲介、アドバイザー、データベース提供及びメディア運営など)を主たる事業としており、事業承継から上場企業の組織再編まで、経営者のパートナーとして幅広くサービスを展開しております。

日本における中堅・中小企業の後継者不在が社会問題化する中、M & A 関連サービスを通じた事業承継、更なる成長・発展の支援は、社会的責任を伴う重要な使命と認識しております。

M & A を通じたクライアントの成長・発展に尽くすため、当社グループ各社は、次のようなサービスを展開しております。

なお、当社グループの事業は、M & A 関連サービス事業という単一の事業セグメントであります。

(1) 当社(M & A 仲介業務)

主に中堅・中小企業をメインターゲットとして、事業承継ニーズ、または自社の企業価値の向上を目的とした譲渡ニーズに対してM & A の仲介サービスを提供しております。特に、このマーケットは中小企業のM & A が一般化されるのに伴って、M & A を経営戦略のひとつと考える企業オーナーも増加しており、引き続き、着手金無料で経営者が安心して相談できるビジネスモデル等を生かし、業容拡大を進めてまいります。

(2) 株レコフ(M & A 仲介及びアドバイザー業務)

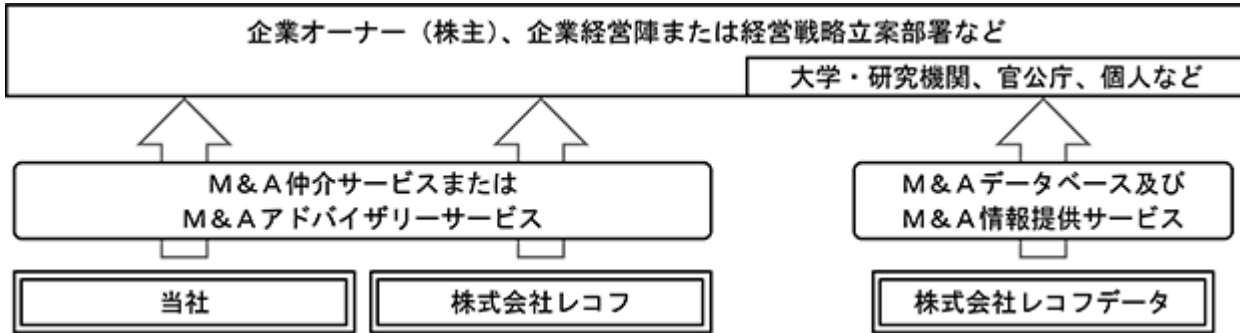
創業30年以上の業歴のなかで培われたノウハウに基づき、中小企業の案件から業界大手同士の経営統合、上場企業の組織再編からTOB(株式公開買付)、MBO(経営陣による株式譲受)といった高度な支援を要するアドバイザー業務まで、幅広く展開しております。近年では、ASEAN地域を中心としたクロスボーダー案件も手掛け、幅広いM & A サービスを提供しております。

(3) 株レコフデータ(M & A データベース提供及びメディア運営業務)

1985年以降のM & A 事例をデータベース化しており、M & A の機会を日常的に検討している事業会社から、同業となる金融機関、M & A プティック会社、あるいは官公庁から教育機関まで幅広いユーザーにデータを提供するとともに、自社で運営するM & A 情報専門誌『MARR(マール)』を通じて、最新のM & A に関するニュース情報を発信し市場の活性化を使命として運営を行っております。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金または 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (または被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株レコフ (注) 2	東京都千代田区	100,000	M & A 仲介及び アドバイザー	100	当社役員及び従業員の兼任 4 名
株レコフデータ	東京都千代田区	10,000	M & A データ ベース提供及び メディア運営	100	当社役員の兼任 3 名

(注) 1. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 株レコフについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	1,504,981千円
	経常利益	248,562 "
	当期純利益	177,619 "
	純資産額	1,563,036 "
	総資産額	2,331,155 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
M & A コンサルタント部門	126
管理部門及び非コンサルタント部門	43
合計	169

(注) 1. 従業員数は正社員の就業人員であります。

2. 当社グループは、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2019年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
98	31.2	3.15	31,093

事業部門の名称	従業員数(名)
M & A コンサルタント部門	80
管理部門及び非コンサルタント部門	18
合計	98

(注) 1. 従業員数は正社員の就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

4. 従業員数が前事業年度に比べ23名増加しましたのは、主に業容拡大により採用活動が好調に推移したためであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、中長期的な経営視点から以下の行動指針を定め、業容拡大に取り組んでおります。

- ・当社は、世界最高峰のプロフェッショナル集団として高い知識・サービスレベル、チームワーク、新分野への挑戦と努力を続け、何より他社と比べ群を抜く誠実さと高い情熱で顧客の期待する解決、利益の実現のために取組みます。
- ・当社の社員は、より幅広く、より高いレベルでの業務を通じ、人間的成長、経済的豊かさ、家族の幸福を達成していきます。当社の業績と未来は優れた社員の活躍によってもたらされるものであることを当社は承知しています。
- ・当社は、小規模なブティックではなく、世界最高峰のブランドと人材、実力を持つ投資銀行へと常に前進・拡大していきます。信用を守るための徹底した機密保持、法令順守、資本の強化と最高の人材をひきつけるための高い収益性を維持していきます。

(2) 会社の経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループの主軸であるM & A 仲介及びアドバイザリーサービスにおいては、案件規模等により手数料金額が大きく変動することがあるため、売上高等の重要視している経営指標はありませんが、業容拡大に向けた施策実行の可否を判断する上で、営業利益率の推移については一定の判断材料としております。また、そのほかに、M & A の成約件数及びコンサルタント数を重要な指標として数値管理しており、経営判断を行っております。

(3) 経営環境

当社グループの主要なターゲットとなる中堅・中小企業のM & A マーケットは、大手金融機関や異業種からの新規参入が目立ち、競合増加による案件の取り合いが起こることが予想されております。

このような競争環境の変化はネガティブな面を持つ一方、市場の活性化による中堅・中小企業のM & A マーケットそのものの拡大も想定され、結果として当社グループ経営環境にメリットをもたらすことが期待されております。

(4) 会社の対処すべき課題

優秀な人材の確保・教育と組織体制の強化

当社グループは、コアメンバーの想定外の大量退職や教育の遅れなどの属人的な要因が、安定的な業績確保の大きな障害となる可能性があることを認識しております。「クライアントへの最大貢献と全従業員の幸せを求める」との企業理念に基づき、これまでに、従業員に対して業績評価型のインセンティブ制度や、人事考課の導入などを行い、あるいは、顧客ニーズ等の社内データベース化により、安易に模倣できないような社内ナレッジを構築し、従業員に向けた社内ブランディングの強化を行ってまいりました。

今後は、当社グループの中期経営計画基本方針における重要な戦略となる人員計画に沿って、市場ニーズと組織力の強化及び従業員の成長とのバランスを考慮しながら、中期経営計画基本方針に沿った部署の新設を含む効果的な組織作りに取り組んでまいります。

事業承継マーケットシェアの拡大と新規参入の増加

近年、社会的な課題として注目される事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM & A 市場には潜在的なニーズが豊富にあることが見込まれ、一層の拡大が予想されます。こうしたマーケットの大きさから、異業種からの新規参入や大手金融機関の参入なども散見されるようになりました。

競合の増加が見込まれる一方、中堅・中小企業のM & A が成立するためには、経営者の思いや、相互の企業文化に対する尊重といった要素も不可欠であり、専門的知識や技術的ノウハウだけでは容易に参入できないマーケットとも判断しております。

これまでに蓄積された豊富な事例や知見を背景に、コンサルタントの教育を通じて提供するサービスレベルの更なる向上に努め、他社との差別化とマーケットシェアの拡大に取り組んでまいります。

(株)レコフの収益体制

(株)レコフでは、1987年の創業以来、長い業歴のなかで様々なニーズに応えるため、中小企業のM & Aから大手企業を中心とした高度なアドバイザー機能を必要とするM & Aまで、幅広いサービスを展開しております。その反面、大型案件の成否によって収益にも大きな変動が生じやすい収益構造となっております。

事業承継マーケットでの実績拡大に向け、以前より専任の事業承継チームを発足させており、収益の安定化と更なる業容拡大に向けて取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限られるものではありませんのでご留意ください。

(1) 競合に関する事項

当社グループが行うM & A仲介及びアドバイザー事業においては、許認可等の制限はなく、参入障壁は高くはないものと思われます。国内M & Aマーケットや中小企業を中心とした事業承継マーケットにおいては、金融機関から小規模事業者まで多数存在しておりますが、当社グループが積上げてきた豊富な経験、実績及び社内ノウハウや教育システムは容易に模倣できるものではないと認識しております。

しかしながら、更なる競合他社の参入や、競合他社のサービス品質の向上等により、競争環境が激化した場合等においては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法改正にかかる事項

当社グループが行うM & A仲介及びアドバイザー事業については、会社法や各種税法といった法律の影響を受けやすい業界構造となっております。また税制改正など国の政策等によってM & Aを利用するメリットが希薄化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) M & A関連サービス事業のみに依存していることについて

当社グループは、国内企業を中心としたM & Aの仲介及びアドバイザー事業に特化し、同関連サービスを含む業務の役務提供を行っております。特にオーナーの高齢化や中小企業における経営環境の目まぐるしい変化に伴う事業承継ニーズはますます高まるものと考えております。

しかしながら、M & Aに関連する著しい経済環境の変化や社会問題化するほどの大きな事件・事故・災害等によるニーズの低迷、その他M & A関連サービス事業に甚大な影響を及ぼす事象が発生した場合においては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保・育成・流失について

当社グループの業績は、M & Aアドバイザーである役職員の人員数及びそのサービス品質に依存しており、積極的な採用活動により人材の確保、または入社後の教育強化を重点的に取り組んでおりますが、小規模組織であることから役職員の人材流失などによる業績の影響を受けやすい体制となっております。そのため、会社のブランド力の強化、容易に模倣のできない社内システムの構築などに取り組み組織力の向上を図っております。

しかしながら、人材確保が計画通りに進まなかった場合や、計画外の過度な人材の流失があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報漏洩等による信用リスクについて

当社グループは、業務の性質上、法人の機密情報あるいはインサイダーを含む秘匿性の高い情報を扱うことが多く、クライアントとの間で機密保持契約を締結し、守秘義務を負っております。

当社グループの役職員に対しては、様々な研修や対策により当該義務の周知徹底を図っておりますが、不測の事態等によって、これらの情報が社外に流出した場合に、損害賠償等や当社への信頼の失墜により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 代表取締役社長への依存について

当社の創業者である代表取締役社長中村悟は、経営方針や経営戦略の決定をはじめとして当社の事業活動全般に

において重要な役割を果たしております。

このため、事業拡大に伴い、取締役及び次長職以上が参加する経営会議等を通じて、情報・ノウハウの積極的な共有及び組織的な営業体制の強化を行い、過度に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により不測の事態が生じた場合、または退任するような事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュフロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

経営成績の状況

a. マーケットの状況

当社のグループ会社である㈱レコフデータが集計し公表している統計データによると、国内企業が関係し公表されたM & A件数は、リーマンショックや東日本大震災の影響を受け低迷した2011年（1 - 12月）の1,687件から増加し、2018年（1 - 12月）には統計開始以来最多の3,850件となりました。直近の2019年（1 - 9月）時点でも3,038件（前年同期比10.4%増）と過去最高水準で推移しております。

また、中堅・中小企業における昨今の事業承継問題の解決手段としてのM & Aが社会的な注目を集めており、業界全体の成約件数は伸び続けていることから、国内M & Aマーケットは引き続き需要拡大傾向にあると判断しております。

当社グループの主要なターゲットとなる中堅・中小企業のM & Aマーケットは、大手金融機関や異業種からの新規参入が目立ち、競争の増加が予想され、一層の市場活性化が見込まれると判断しております。この結果、M & Aの一般化が更に加速すると認識しており、中小企業の経営者自身がより主体的にM & A関連サービス事業者を選別するように変容していくものと予想しております。

b. 当社グループの状況

当社グループの経営成績は過去最高の増収増益となり、前連結会計年度から大幅に成約件数が増加したこと、さらには大型案件のシェアも上昇した結果、売上高は前年同期比で4,573,834千円（57.0%）の増加となる12,592,278千円となりました。

売上原価は、コンサルタントの増加に伴い給料手当が増加したこと、売上の増進に伴うインセンティブ賞与が増加したこと及び案件の増加に伴い外注費が増加したことを主な要因として、前年同期比1,180,705千円（39.8%）の増加となる4,150,658千円となりました。

販売費及び一般管理費は、役員が大型案件の成約に直接関与したことなどから役員報酬が増加したこと及び広告施策強化による広告宣伝費の増加が主な要因となり、前年同期比702,700千円（37.3%）の増加となる2,585,678千円となりました。

その結果、営業利益は前年同期比2,690,428千円（85.0%）の増加となる5,855,940千円、経常利益は前年同期比2,695,758千円（85.3%）の増加となる5,855,801千円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比1,833,007千円（87.6%）の増加となる3,925,209千円となりました。

当社グループの成約案件状況、ならびに当社及び株式会社レコフの成約案件状況の内訳は次のとおりとなります。

成約件数（連結）

分類の名称			前連結会計年度 (自2017年10月1日 至2018年9月30日)	当連結会計年度 (自2018年10月1日 至2019年9月30日)	前年 同期比	
グループ 全体	M & A成約件数	(件)	115	144	+29	
	手数料 金額別	うち1件当たりの手数料 総額が1億円以上の件数	(件)	18	27	+9
		うち1件当たりの手数料 総額が1億円未満の件数	(件)	97	117	+20

成約件数（単体）

分類の名称			前事業年度 (自2017年10月1日 至2018年9月30日)	当事業年度 (自2018年10月1日 至2019年9月30日)	前年 同期比	
M & Aキャピタル パートナーズ(株)	M & A成約件数	(件)	95	125	+30	
	手数料 金額別	うち1件当たりの手数料 総額が1億円以上の件数	(件)	13	24	+11
		うち1件当たりの手数料 総額が1億円未満の件数	(件)	82	101	+19

分類の名称			前事業年度 (自2017年10月1日 至2018年9月30日)	当事業年度 (自2018年10月1日 至2019年9月30日)	前年 同期比	
(株)レコフ	M & A成約件数	(件)	20	19	1	
	手数料 金額別	うち1件当たりの手数料 総額が1億円以上の件数	(件)	5	3	2
		うち1件当たりの手数料 総額が1億円未満の件数	(件)	15	16	+1

なお、当社グループにおける報告セグメントはM & A関連サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

財政状態の状況

当社グループの財政状態の状況は次のとおりです。

(流動資産)

当連結会計年度末の流動資産は、前年同期と比較して5,869,750千円(46.0%)増加し18,627,300千円となりました。これは主に現金及び預金が5,726,503千円増加したこと、及び売掛金が181,194千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末の固定資産は、前年同期と比較して100,618千円(4.2%)増加し2,504,147千円となりました。これは主に将来の節税効果価値を示す繰延税金資産が265,802千円増加したこと、及び来期予定されている本社増床に伴う敷金及び保証金が72,954千円増加したことに対し、のれん及び商標権の償却が進み226,460千円減少したことによるものです。

(流動負債)

流動負債は、前年同期と比較して1,945,688千円(110.0%)増加し3,714,025千円となりました。これは主に、未払法人税等が1,229,460千円増加したこと、未払消費税等が348,618千円増加したこと、及び経常利益の一部を原資として役員に支給する決算賞与が増加したことで未払金が459,899千円増加したことによるものです。

(固定負債)

固定負債は、前年同期と比較して6,006千円(2.8%)減少し212,007千円となりました。これは、退職給付に係る負債が1,099千円減少したこと、その他(固定負債)が4,907千円減少したことによるものです。

(純資産)

純資産は、前年同期と比較して4,030,687千円(30.6%)増加し17,205,415千円となりました。これは主に、利益剰余金が3,925,209千円増加したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は13,953,475千円と前年同期と比較して5,726,503千円(69.6%)の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は5,822,554千円となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益5,855,801千円を計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は147,672千円となりました。これは主として、提出会社において、本社オフィスの定期借家賃借契約に伴う敷金の追加支払い及び来期予定されている本社増床に伴う敷金の差入れとして103,306千円支出したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は51,620千円となりました。これは、第12回新株予約権の発行による収入となります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	前年 同期比 (%)
M & A 関連サービス事業(千円)	8,018,443	12,592,278	+57.0
合計(千円)	8,018,443	12,592,278	+57.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、M & A 関連サービス事業及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメントに関わる記載は省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、次の文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されておりますが、この連結財務諸表の作成にあたっては、当社経営陣により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 当社及び子会社の状況

中小企業のM & Aマーケットをメインターゲットとしている当社では、需要が拡大する市場に対して、当社の認知度向上とブランディングを目的にテレビコマercialやメディア協賛セミナーを中心としたプロモーション活動に注力してきました。また当事業年度においても計画的に2013年9月期より継続している每期25%増のコンサルタント採用目標を達成しました。これらの結果、成約件数は前年同期の95件から125件と30件増加し、さらには、報酬総額が1億円を超える大型案件の成約数も13件から24件と11件増加したことで、当社単体売上高は過去最高となった前事業年度の6,460,303千円を大きく上回る10,918,877千円となりました。当事業年度においては、マーケットシェアの拡大を目的に、(株)みずほ銀行と「事業承継ニーズ支援強化に向けた業務提携契約」を締結するなど、金融機関とのリレーション強化も図っており、引き続き拡大する市場のなかで確固たるポジションを築くべく広範な活動を行っております。また当社では営業利益率50%を経営意思決定上のひとつの判断基準としておりますが、当事業年度においては、53.3%と利益率が高くなっております。これはコンサルタント1人当たりの生産性(売上高)が過去最高の水準となったことで売上総利益が増加したことにより

ます。大手企業から中小企業のM & Aマーケットまで広くカバーする(株)レコフでは、引き続き、大手企業の業界再編、組織再編、アジアを中心とするクロスボーダー、中小企業を中心とした事業承継など幅広いM & Aニーズに応えるべく組織体制や人員配置の整備を行っておりますが、シェア拡大を狙う中小企業のM & Aマーケット

では、中途新入社員の教育の遅れなどから成果までに時間を要しており、全体の成約件数は前年同期の20件に対してほぼ横ばいとなる19件となりました。売上高では大型案件の成約などから前事業年度の1,427,061千円から1,504,981千円と増加しております。当事業年度においては、課題となっている中途新入社員の教育体制の再構築などを行っているほか、Webマーケティングやメディアを通じたプロモーション活動を行うための専任担当者を配置するなど反響型マーケティングへの対策も講じていることから、翌事業年度以降にこれらの効果が発現してくるものと予想しております。

M & A 関連データや情報発信を通じて、M & A 市場全体の発展を促進することを使命として活動する㈱レコフデータでは、「M & A データベース」のサイトリニューアルをし、コンテンツの拡充を図るなど、新規顧客層の獲得に力を入れたことで利用契約者数が増加した結果、売上高は前事業年度と比べて増収となっております。当事業年度からは上場企業を中心とした事業会社のM & A 担当者向けに、M & A プレイヤーとしての専門教育プログラムを提供する新たな研修事業を展開しており、翌事業年度でのさらなる業容拡大を見込んでおります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としては、市場環境、競合の状況あるいは法整備の影響など、様々な要因が挙げられます。当社グループではこれらの対策についてリスク管理責任者を定めており、リスク管理責任者のもと定期的な事業リスクの見直しやリスクに応じた対応策の検討等を行い、業績変動リスクの低減を図っております。

また、当社グループの事業は特定の会社に依存するビジネスモデルではありませんが、事業規模も未だ小さく売上高に占める一案件当たりの影響額も大きいことから、成約予定時期の遅延等の要因により経営成績に影響を与える場合があります。

また、「第2 [事業の状況] 2 [事業等のリスク]」も併せてご参照ください。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 [事業の状況] 3 [経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (1) 経営成績等の状況の概要」に記載の「財政状態の状況」及び「キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

なお、当社グループの運転資金、設備投資資金については、自己資金により調達しており、資金の流動性を表す指標である流動比率（流動資産÷流動負債×100）は501.5%となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資においては、WEBでのサービス向上及びITインフラ強化を目的として、IT関連を中心に設備投資等を行い、総額58,242千円の設備投資を実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2019年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物附属 設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	敷金及び 保証金 (千円)	建設仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	業務施設	88,423	37,930	202,647	399	329,401	98

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 当社における報告セグメントはM & A 関連サービス事業のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント別の記載はしておりません。
 4. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	業務施設	167,053

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

2019年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	敷金及び保 証金 (千円)	合計 (千円)	
(株)レコフ	本社 (東京都千代田区)	業務施設	105,155	12,696	74,700	192,552	60
(株)レコフデータ	本社 (東京都千代田区)	業務施設	107	1,938	8,632	10,677	11

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 当社グループにおける報告セグメントはM & A 関連サービス事業のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント別の記載はしておりません。
 4. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
(株)レコフ (株)レコフデータ	本社 (東京都千代田区)	業務施設	160,331

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. (株)レコフデータの設備は全て(株)レコフから転貸されているものであります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名（所在地）	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
			総額 （千円）	既支払額 （千円）				
当社	本社 （東京都千代田区）	区画増床 工事	29,352	370	自己資金	2020年1月	2020年2月	（注）2.

（注）1．上記の金額に消費税は含まれておりません。

2．完成後の増加能力については、計数的な把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	47,760,000
計	47,760,000

(注) 2019年10月31日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は、47,760,000株増加し、95,520,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年12月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,605,000	31,210,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。又、単元株式数は100株であります。
計	15,605,000	31,210,000		

(注) 2019年10月31日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより株式数は15,605,000株増加し、発行済株式総数は31,210,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 第8回新株予約権

決議年月日	2015年1月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 11
新株予約権の数(個)	1,324(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 264,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,085(注)2
新株予約権の行使期間	2018年1月1日～2050年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,129 資本組入額 565
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めることによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日から提出日の前月末現在にかけて変更はありません。

(注)1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株

予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 新株予約権者は、2015年9月期、2016年9月期及び2017年9月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、M & A 仲介事業のセグメント営業利益（ただし、本新株予約権の割当日後に当社が他の会社を買収等した場合におけるのれん償却の影響による営業利益の増減は除外するものとする。以下、「営業利益」という）の累計額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使できる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使できるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

2015年9月期から2017年9月期の営業利益の累計額が3,595百万円以上の場合、行使可能割合：100%

2015年9月期から2017年9月期の営業利益の累計額が2,696百万円以上の場合、行使可能割合：50%

- (2) 新株予約権者は満57歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- (3) 新株予約権者が、上記(1)及び(2)を満たした上で、亡くなった場合、相続人は本新株予約権を行使できる。また、満45歳の誕生日において、当社または当社関係会社において取締役、監査役または従業員であり、且つ満57歳の誕生日を迎える前に当社または当社関係会社在职中に亡くなった場合は、相続人は、本新株予約権の内容に従って、本新株予約権を行使できる。本号に定める相続人以外の相続人は本新株予約権を行使できない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使できない。
- (5) 各本新株予約権1個未満は行使できない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を2.により調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた

額とする。

- (5) 新株予約権を行使できる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(7)に準じて決定する。

b. 第9回新株予約権

決議年月日	2016年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 31
新株予約権の数(個)	2,117(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 211,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,935(注)2
新株予約権の行使期間	2020年1月1日～2052年12月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,005 資本組入額 1,503
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めることによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日から提出日の前月末現在にかけて変更はありません。

- (注)1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 新株予約権者は、平成29年9月期、平成30年9月期及び平成31年9月期の3事業年度における当社の営業利益の累計額が、次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。
- 営業利益の累計額が8,124百万円以上の場合：行使可能割合100%
- 営業利益の累計額が7,300百万円以上の場合：行使可能割合50%
- なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書におけるM & A 仲介事業のセグメント営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者は、満57歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が、上記(1)及び(2)を満たした上で、亡くなった場合、相続人は本新株予約権を行使できるものとする。また、満45歳の誕生日において、当社または当社関係会社において取締役、監査役または従業員であり、かつ満57歳の誕生日を迎える前に当社または当社関係会社で職中に亡くなった場合は、相続人は、本新株予約権の内容に従って、本新株予約権を行使できる。本号に定める相続人以外の相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使できる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
発行要項に定める下記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
発行要項に定める下記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株

主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個当たりの発行価額に 2 を乗じた価額で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3 . に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

c . 第10回新株予約権

決議年月日	2016年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 6 当社子会社従業員 11
新株予約権の数(個)	2,823(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 282,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,935(注)2
新株予約権の行使期間	2020年1月1日～2052年12月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,005 資本組入額 1,503
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めることによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日から提出日の前月末現在にかけて変更はありません。

(注)1 . 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 . 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 . (1) 新株予約権者は、2017年9月期、2018年9月期、2019年9月期及び2020年9月期において、当社子会社である(株)レコフの監査済みの損益計算書における営業利益が、当該4事業年度の全ての期において200百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等

により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- (2) 新株予約権者は、満57歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者が、上記(2)を満たした上で、亡くなった場合、相続人は、本新株予約権の内容に従って、本新株予約権を行使できるものとする。また、満45歳の誕生日において、当社または当社関係会社において取締役、監査役または従業員であり、かつ満57歳の誕生日を迎える前に当社または当社関係会社職中に亡くなった場合は、相続人は、本新株予約権の内容に従って、本新株予約権を行使できる。本号に定める相続人以外の相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使できる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
発行要項に定める下記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
発行要項に定める下記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たりの発行価額に2を乗じた価額で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

d. 第11回新株予約権

決議年月日	2016年11月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社の顧問 1
新株予約権の数（個）	705（注）1

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 70,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,935(注)2
新株予約権の行使期間	2020年1月1日～2052年12月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,005 資本組入額 1,503
新株予約権の行使の条件	当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めることによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日から提出日の前月末現在にかけて変更はありません。

- (注)1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 新株予約権者は、2017年9月期、2018年9月期、2019年9月期及び2020年9月期において、当社子会社である㈱レコフの監査済みの損益計算書における営業利益が、当該4事業年度の全ての期において200百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が、当社または当社関係会社在职中に亡くなった場合は、相続人は、本新株予約権の内容に従って、本新株予約権を行使できる。本号に定める相続人以外の相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使できる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
発行要項に定める下記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
発行要項に定める下記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たりの発行価額に2を乗じた価額で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

e. 第12回新株予約権

決議年月日	2018年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 35
新株予約権の数(個)	1,192(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 119,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,470(注)2
新株予約権の行使期間	2020年1月1日～2054年12月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,210 資本組入額 2,605
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めることによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日から提出日の前月末現在にかけて変更はありません。

- (注)1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 新株予約権者は、2019年9月期及び2020年9月期の2事業年度における当社の営業利益が、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を合計した行使可能割合を限度として本新株予約権を行使できる。

2019年9月期の営業利益が3,800百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

2020年9月期の営業利益が4,560百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

2019年9月期と2020年9月期の営業利益の累計額が8,360百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

1

なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書におけるM & A 仲介事業のセグメント営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定め

- るものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使できるものとする。ただし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。
- (2) 新株予約権者は、満55歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者が、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することができるものとする。ただし、上記イの条件を満たさなければ行使することはできない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (6) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当て契約に定めるところによる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使できる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
発行要項に定める下記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
発行要項に定める下記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たりの発行価額に2を乗じた価額で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年12月12日 (注) 1	132,500	6,620,000	153,637	440,937	153,637	430,687
2015年9月1日 (注) 2	6,620,000	13,240,000		440,937		430,687
2015年10月1日～ 2016年9月30日 (注) 3	864,000	14,104,000	14,688	455,625	14,688	445,375
2016年10月1日～ 2016年12月31日 (注) 4	264,000	14,368,000	6,696	462,321	6,696	452,071
2017年6月12日 (注) 5	700,000	15,068,000	1,764,280	2,226,601	1,764,280	2,216,351
2017年7月5日 (注) 6	105,000	15,173,000	264,642	2,491,243	264,642	2,480,993
2017年11月21日 (注) 7	432,000	15,605,000	12,372	2,503,615	12,372	2,493,365

(注) 1 . 有償一般募集

発行価格 2,472円

引受価格 2,319.06円

資本組入額 1,159.53円

2 . 株式分割(1株:2株)によるものであります。

3 . 新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加であります。

4 . 新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加であります。

5 . 有償一般募集

発行価格 5,260円

引受価格 5,040.80円

資本組入額 2,520.40円

6 . 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 5,040.80円

資本組入額 2,520.40円

割当先 野村證券(株)

7 . 新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加であります。

8 . 2019年12月1日付をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が15,605,000株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		21	31	78	158	2	4,446	4,736	
所有株式数 (単元)		15,383	3,361	467	29,110	3	107,686	156,010	4,000
所有株式数 の割合(%)		9.86	2.15	0.30	18.66	0.00	69.03	100.00	

(注) 自己株式199株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に99株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
中村 悟	東京都渋谷区	7,026,200	45.03
十亀 洋三	東京都港区	1,077,400	6.90
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	492,100	3.15
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	483,300	3.10
土屋 淳	東京都港区	406,000	2.60
OBERWEIS INTERNATIONAL OPPORTUNITIES INSTITUTIONAL FUND(常任代理人 シティバン ク、エヌ・エイ東京支店セキュ リティーズ業務部)	1010 GRAND BOULEVARD, KANSAS CITY MO 64106 US(東京都新宿区新宿六丁目27番30 号)	256,600	1.64
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019(常任代理人 香港上海銀行東京支店カス トディ業務部)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND(東京都中央区日本橋 三丁目11番1号)	213,100	1.37
岡村 英哲	東京都中央区	180,000	1.15
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY(常任代理 人 香港上海銀行東京支店カス トディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK(東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	155,400	1.00
中村 陽子	東京都渋谷区	144,000	0.92
計	-	10,434,100	66.86

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 439,600株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 380,500株

3. 2018年12月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、Capital Research and Management Companyが2018年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券 の数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
Capital Research and Management Company	333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	463,100	2.97

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,600,900	156,009	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。また、1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	4,000		
発行済株式総数	15,605,000		
総株主の議決権		156,009	

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) M & A キャピタルパート ナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号	100		100	0.0
計		100		100	0.0

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消去の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割にかかる移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	199		398	

(注) 2019年12月1日付をもって1株を2株に株式分割し、保有自己株式数が199株増加しております。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役職員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

一方で当社は現在成長過程にあり、将来拡大に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、剰余金の配当を実施しておりません。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。また当社は機動的な配当対応を可能とするため、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの皆様へ信頼される企業を目指し、安定的かつ持続的な企業価値の向上を実現することが使命であると考えており、そのためにはコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

当社の主要株主である中村悟の持分比率は、二親等以内の親族の所有株式を合計すると半数近くとなります。当社は中村悟及びその親族との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことも予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことがないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議を尽くし意思決定を行うこととしております。そのため、社外取締役2名及び社外監査役3名の合計5名（有価証券報告書提出日現在）の社外役員を招聘し、監視機能を発揮するよう体制を構築しております。

そのほかに、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うことや、財務の健全性を確保し、信頼性を向上させるための実効性のある内部統制システムを構築することなど、コーポレート・ガバナンスの強化を継続的に整備していくことが重要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、業務の意思決定、執行及び監査について、適切なガバナンスの実現、コンプライアンスの順守及び内部統制の向上を図り、以下の体制を採用しております。

a．取締役会

当社は取締役会設置会社であります。取締役会は、取締役6名（有価証券報告書提出日現在）で構成されており、うち2名は社外取締役となっております。取締役会は、毎月1回定時で開催しているほか必要に応じて臨時に開催し、会社の経営方針など重要な事項の意思決定を行うとともに、各取締役の業務の執行状況を監督しております。

b．監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役3名で構成されており、全員が社外監査役となっております。監査役は、定時及び臨時の取締役会への出席を行っており、常勤監査役は、取締役会への出席のみならず、その他重要な会議体へも適宜参加し、必要に応じて意見具申するなど取締役の職務遂行状況を監視しております。

毎月1回、監査役会を開催しており、会社の業績や財産の状況等の調査など、定期的な監査のもと取締役の職務遂行を監視しております。

また、常勤監査役は、監査計画の立案に当たって会計監査人及び内部監査人と意思疎通を図り、より効率的あるいは効果的な内容となるよう連携をとっているほか、非常勤監査役、会計監査人とは、必要に応じて適宜打合せを実施し、内部監査人及び管理部門等とは内部統制に関する報告・意見交換を日常的に行っております。

c．経営会議

当社の経営会議は、取締役（社外取締役を除く）、部長職の者及び常勤監査役で構成され、定期的（毎月1回以上）に開催しております。主に、事業活動の報告や方針の確認、人事に関わる事項の協議、あるいは取締役が経営にかかわる事項に関して意見を聴取するほか、会社の重要な決定事項について伝達・指示を行うなど組織上の基幹的な役割を果たしております。なお、次長職も出席しております。

d．コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する規程を定め、規程に基づくコンプライアンス委員会を設置しており、取締役を中心とした構成メンバーのもと、定期的（半期に1回以上）に委員会を開催し、経営を取巻くコンプライアンスに関する問題の抽出や将来のリスク管理を含んだ様々な対策について協議または施策を行っております。また、当社の取締役及び従業員に対し社会規範に則った高い倫理感と責任感をもって職務を遂行するよう、社内啓発や研修の実施などの啓蒙活動の推進を行っております。

- a．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ．コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき取締役及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスの理解、維持、問題点の把握に努め業務の運営にあたる。
 - ロ．コンプライアンス委員会は、内部監査人との連携を保ち、コンプライアンスの実施状況を管理・監督するとともに定期的な社内指導も行い、これらの活動が取締役会及び監査役会に報告される体制を構築する。
 - ハ．取締役及び従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
- b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」に基づいて決裁した稟議書、申請書の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体で適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。
- また、取締役の職務の執行にかかる情報の作成・保存・管理状況について監査役の監査を受ける。
- c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ．当社グループ全体の経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に備え、予め必要な対策、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
 - ロ．リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、リスク管理責任者を選任し、リスク発生時に迅速・的確に対応の出来る体制を構築する。
- d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ．取締役会は、経営理念と変動する社会・経済状況を基にした総合予算及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標の計画実行の進捗に対して、月次・四半期の業績管理及び改善管理を行う。
 - ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等に責任者及びその責任・権限ならびに執行手続きを定める。
 - ハ．経営数値の分析や業務遂行の進捗を把握し、または経営方針の実行の迅速化を図るため情報システムを活用することにより、全社的な業務の効率化を実現する。
- e．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備する。
- f．前項の従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき従業員を置く場合、当該従業員は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとし、当該従業員の人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- g．取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は、月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けるものとする。
- h．前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役に報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。
- j. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役は、内部監査人との連携を保ち、適宜、情報交換をしながら、監査の実効性を確保する。また、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- k. 反社会的勢力等を排除するための体制
当社は、「反社会的勢力等対策規程」等において反社会的勢力等に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても反社会的勢力等に対し、金銭その他の経済的利益を提供せず、取引も行わない。
- l. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社及び関連会社に対し、業務の円滑化と管理の適正性を図ることを目的に関係会社管理規程を定め、関連会社の事業内容、規模等を勘案の上、適切な組織体制が構築されるよう必要に応じて役員や適任者の派遣をし、また、各社においてそれぞれ組織規模に沿った社内規程を整備する。なお、運用の実効性を確保するために、必要に応じて当社が内部監査を実施するものとする。

(リスク管理体制の整備状況)

当社は、リスク管理に関する規程を定め、規程に基づくリスク管理責任者を配置し、コンプライアンス委員会を中心に顧問弁護士などとも連携してリスクを分析し、リスクに対する管理体制を整えとともに、リスクの発生防止や低減対策に努めております。

a．責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づく、任務懈怠による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額とする旨、定款で定めております。

b．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）との間に、会社法第426条第1項の規定に基づく、任務懈怠による損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨、定款で定めております。

c．取締役の定数

当社の取締役数は、8名以内とする旨定款に定めております。

d．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、その決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

e．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、経営環境に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

f．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

g．自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	中 村 悟	1973年3月30日生	1995年4月 積水ハウス株式会社入社 2005年10月 当社設立、代表取締役社長就任(現任) 2016年10月 株式会社レコフ取締役就任(現任) 2016年10月 株式会社レコフデータ取締役就任(現任)	(注)3	14,052,400
取締役 営業企画 部長	十 亀 洋 三	1975年6月7日生	2003年9月 株式会社平沢コミュニケーションズ入社 2005年6月 スタイル・テクノロジー株式会社代表取締役社長就任 2005年10月 当社取締役就任 2005年12月 グローバル・インテレクトチュアル・トラスト株式会社取締役就任 2007年10月 当社営業企画部長 2008年3月 当社取締役辞任 2008年9月 当社取締役就任 2016年6月 当社取締役兼企業情報第一部長 2018年10月 当社取締役兼営業企画部長(現任)	(注)3	2,154,800
取締役 企画管理 部長	上 原 大 輔	1979年9月11日生	2001年8月 同風会法律事務所入所 2007年6月 株式会社ブロード・レジデンシャル・インベストメント(現株式会社BRI)入社 2010年1月 当社入社 2011年10月 当社企画管理部次長 2015年12月 当社取締役企画管理部長(現任) 2016年10月 株式会社レコフ取締役就任(現任) 2016年10月 株式会社レコフデータ取締役就任(現任)	(注)3	180,000
取締役	稲 田 洋 一	1959年9月7日生	1984年4月 山一証券株式会社入社 1994年5月 株式会社レコフ入社 2000年4月 同社執行役員 2002年4月 同社上席執行役員 2004年5月 同社主席執行役員 2013年4月 同社営業本部長兼業界開発チームリーダー 2016年10月 同社代表取締役社長就任(現任) 2016年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	西澤民夫	1943年6月17日生	1966年4月 中小企業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）入庫 1985年4月 山一証券株式会社入社同社より山一ユニベン株式会社へ出向 1987年11月 山一ユニベン・ロサンゼルス支店長 1990年11月 山一ファイナンス・アメリカ・インク社長 1992年6月 山一ファイナンス株式会社投資コンサルタント部部长 1998年2月 日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長就任（現任） 2000年3月 中小企業総合事業団（現独立行政法人中小企業基盤整備機構）新事業支援部統括プロジェクトマネージャー 2006年4月 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役就任 2006年11月 当社取締役就任（現任） 2009年8月 ラオックス株式会社監査役就任（現任） 2014年2月 独立行政法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー（現任） 2019年8月 株式会社アールエスシー代表取締役就任（現任） 2019年9月 株式会社ディー・エル・イー取締役就任（現任）	(注) 3	20,000
取締役	松岡昇	1954年10月10日生	1979年4月 大同コーポレーション入社 1989年6月 インスタパック・リミテッド・ジャパン（現シールドエアー・ジャパン株式会社）入社 1993年12月 同社日本支社長就任 2001年5月 同社代表取締役社長就任 2005年12月 オーウェンスコーニング・アジアパシフィック入社 事業統合本部長就任 2006年7月 オーウェンスコーニングジャパン株式会社代表取締役就任 2008年9月 ショットAG（現株式会社モリテックス）ライティング&イメージング事業部アジア担当バイスプレジデント就任 2010年6月 同社代表取締役社長就任 2013年3月 DHL サプライチェーン株式会社取締役副社長就任 2013年10月 同社代表取締役社長就任 2014年9月 同社取締役会長就任 2014年11月 ピアメカニクス株式会社取締役就任 2014年12月 同社代表取締役社長就任 2017年4月 同社取締役副会長 2017年9月 ストロバックジャパン株式会社代表取締役社長就任 2018年12月 当社取締役就任（現任） 2019年5月 株式会社レナウン取締役就任（現任）	(注) 3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	出川 敬司	1955年4月24日生	1984年4月 株式会社ナムコ（現株式会社バンダイナムコエンターテインメント）入社 1995年4月 同社営業政策室長 2000年4月 同社西日本営業本部長 2001年4月 同社執行役員西日本営業本部長 2002年5月 同社執行役員管理本部長 2004年4月 同社常務執行役員経営戦略副本部長 2005年4月 同社執行役員ゲーム開発・家庭用ゲームソフト販売副本部長 2007年4月 株式会社バンダイナムコゲームス（現株式会社バンダイナムコエンターテインメント）執行役員社長室長 2011年4月 株式会社ナムコ取締役就任 2016年10月 株式会社レコフ監査役就任（現任） 2016年10月 株式会社レコフデータ監査役就任（現任） 2016年12月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	
監査役	藤本 幸弘	1961年10月20日生	1989年4月 弁護士登録 1993年9月 樹田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 1994年3月 米国シドリー・オースティン法律事務所入所 1997年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2007年7月 西村あさひ法律事務所パートナー 2010年12月 当社監査役就任（現任） 2013年1月 シティユーワ法律事務所パートナー（現任） 2014年11月 株式会社農業総合研究所監査役就任（現任） 2016年8月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人監督役員就任（現任）	(注) 4	
監査役	中森 真紀子	1963年8月18日生	1987年4月 日本電信電話株式会社入社 1991年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1996年4月 公認会計士登録 1997年7月 中森公認会計士事務所所長就任（現任） 2000年8月 日本オラクル株式会社監査役就任 2006年12月 株式会社アイスタイル監査役就任 2008年8月 日本オラクル株式会社取締役就任 2010年3月 株式会社グローバルダイニング監査役就任 2010年12月 株式会社フィデス会計社設立代表取締役就任 2011年9月 株式会社ジェイド（現株式会社ロコンド）監査役就任 2011年12月 当社監査役就任（現任） 2012年9月 税理士法人フィデス会計社代表社員就任 2013年6月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社取締役就任 2013年6月 株式会社ネクスト（現株式会社LIFULL）監査役就任（現任） 2015年11月 株式会社チームスピリット監査役就任（現任） 2019年6月 伊藤忠商事株式会社取締役就任（現任）	(注) 4	
計					16,407,200

- (注) 1. 取締役西澤民夫及び取締役松岡昇は、社外取締役であります。
2. 監査役出川敬司、藤本幸弘及び中森真紀子は、社外監査役であります。
3. 任期は、2019年12月20日より1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
4. 任期は、2016年12月21日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役である西澤民夫は、当社株式20,000株を有する株主であります。これ以外に当社と役員との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

また、同氏は、ラオックス株式会社の監査役であり、その他の会社の役員等を兼務しておりますが、当社と同社らとの間に特別な利害関係はありません。

社外取締役である松岡昇は、株式会社レナウンの取締役であります。当該兼任先と当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である藤本幸弘は、シティユーワ法律事務所の弁護士であり、その他の会社の役員等を兼務しておりますが、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役である中森真紀子は、伊藤忠商事株式会社の取締役であり、その他の会社の役員等を兼務しておりますが、当社と同社らとの間に特別な利害関係はありません。

社外取締役である西澤民夫は、金融業界における職務経験と他の会社における取締役または監査役としての豊富な経験により、取締役会に出席し意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外取締役である松岡昇は、国内外の大手製造業で取締役を歴任し、取締役としての豊富な経験と、その在任期間中に培った知見を有していることから、取締役会の意思決定において適切な助言と社外取締役としての監督機能を十分に果たせるものと考えております。

社外監査役である出川敬司は、上場企業の管理部門としての豊富な職務経験を有しており、取締役会や重要な会議体へ出席するなど事業活動全般に関する助言・提言を行っております。

社外監査役である藤本幸弘は、弁護士としての専門的な法律知識を有しており、主にコンプライアンスなどの法務面について助言・提言を行っております。

社外監査役である中森真紀子は、公認会計士としての専門的な会計知識と他の会社における取締役または監査役としての豊富な経験により、主に会社の会計を始めとした計数面について助言・提言を行っております。

当社は、社外役員を選任するに当たり、独立性に関する基準または方針等を特別に定めておりませんが、財務、会計、法務、コンプライアンス等の専門的な見識及び経験を有していることを社外役員の選任基準としております。

また、社外役員は、取締役会または監査役会を通じて監査役監査、内部監査、会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合せを実施して、相互連携を図っております。

なお、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしている社外取締役西澤民夫及び社外監査役藤本幸弘を独立役員として指定しております。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査に関する規程を定め、内部監査人（2名）を指名し、経営の合理化及び能率増進に努めるとともに、不正・誤謬の防止を目的として実務実態の監査を各部門に対して実施しております。具体的には、企画管理部から選任された内部監査人が企画管理部以外の部門の監査及び子会社に対する監査を実施し、企画管理部の監査は、企画管理部以外の部門から選任された内部監査人が実施しております。これらの結果から、継続的に内部統制の有効性の検証や業務改善を行っております。

監査役監査につきましては、上場会社での管理部門経験が長く経営管理に相当程度の見識を有している者を常勤監査役として選任しており、その他、弁護士及び公認会計士を非常勤監査役に選任し、当社の取締役及び各部門の業務遂行について監査を行っております。なお、常勤監査役は、子会社の監査役も兼務していることから、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

また、内部監査人は、監査役及び会計監査人と年次の内部監査計画を策定する際に、意見交換を行うなどし、有機的な内部監査が実施できるよう取組んでいるほか、内部監査結果については逐次常勤監査役に報告し、あるいは、監査役が会計監査人の監査報告について直接報告を受けるなど、より効率的な監査を実施できるよう三者間での連携を図っております。

会計監査の状況

a . 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b . 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員	三ツ木	最文
指定有限責任社員・業務執行社員	千足	幸男

c . 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	8名
その他	8名

d . 監査法人の選定方針と理由

会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選定した理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われていることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

e . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会では、四半期ごとに監査法人との面談を通じて、監査の適性性、妥当性について確認を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,000		21,000	
連結子会社				
計	21,000		21,000	

b. 監査公認会計士等との同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社				
連結子会社				714
計				714

当社の連結子会社である(株)レコフは、当社の公認会計士等が属しているネットワークを構成するEY税理士法人に対して、国際税務に関するアドバイザー報酬支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査法人より提示された監査に要する監査日数、監査内容及び当社の規模等を総合的に勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、社内関係部署及び会計監査人からの資料入手や報告を通じて、監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積の算定根拠等を検討した結果によるものであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬限度額は、2018年12月21日開催の定時株主総会において年額1,000,000千円以内(決議当時6名)と決議しております。監査役の報酬限度額は、2017年12月22日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内(決議当時3名)と決議しております。

取締役の報酬の額及びその算定方法に関する基本方針は定めておりませんが、その内容は役位及び業績への貢献度等を勘案し、株主総会で決議された報酬の範囲内で決定するものとしております。

報酬の決定は、当社取締役(社外取締役を含む)及び常勤監査役によって構成される任意の報酬委員会が行っており、当事業年度における当社役員の報酬等の額の決定過程における活動としては、2018年12月21日に基本報酬について、2019年3月27日及び2019年9月26日に賞与について、それぞれ協議の上決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)(注)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役	352,042	26,630		325,412	4
社外取締役	5,500	5,500			2
社外監査役	12,000	12,000			3

(注) 役員退職慰労金はありません。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額(千円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (千円)	
				基本報酬	賞与
中村 悟	281,543	代表取締役	提出会社	11,400	270,143

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的での株式投資を行わない方針であります。また、純投資以外の目的で株式を保有する場合には、当社グループが行う事業と業務提携等を通じてシナジー効果や企業価値向上が期待できると判断した場合に保有することがあります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制及び会計基準等の変更などへの的確な対応体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加や財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当連結会計年度 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,226,972	17,953,475
売掛金	384,313	565,507
貸倒引当金		3,240
その他	146,264	111,557
流動資産合計	12,757,549	18,627,300
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	226,006	193,686
その他	51,970	60,373
有形固定資産合計	1 277,977	1 254,059
無形固定資産		
商標権	264,000	231,000
のれん	1,547,681	1,354,221
その他	44,253	56,521
無形固定資産合計	1,855,934	1,641,742
投資その他の資産		
敷金及び保証金	204,393	277,347
繰延税金資産	65,159	330,961
その他	63	35
投資その他の資産合計	269,616	608,344
固定資産合計	2,403,528	2,504,147
資産合計	15,161,078	21,131,448

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当連結会計年度 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
前受金	435,905	353,104
賞与引当金	32,168	17,814
未払金	636,793	1,096,693
未払法人税等	543,062	1,772,523
未払消費税等	52,738	401,356
その他	67,668	72,533
流動負債合計	1,768,336	3,714,025
固定負債		
退職給付に係る負債	124,365	123,266
その他	93,649	88,741
固定負債合計	218,014	212,007
負債合計	1,986,351	3,926,033
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,503,615	2,503,615
資本剰余金	2,493,365	2,493,365
利益剰余金	8,127,030	12,052,240
自己株式	353	353
株主資本合計	13,123,659	17,048,868
新株予約権	51,068	156,546
純資産合計	13,174,727	17,205,415
負債純資産合計	15,161,078	21,131,448

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
売上高	8,018,443	12,592,278
売上原価	2,969,953	4,150,658
売上総利益	5,048,490	8,441,619
販売費及び一般管理費	1 1,882,978	1 2,585,678
営業利益	3,165,512	5,855,940
営業外収益		
受取利息	663	912
雑収入	1,052	148
営業外収益合計	1,716	1,061
営業外費用		
支払利息	96	
固定資産除却損	6,696	519
雑損失	392	681
営業外費用合計	7,185	1,201
経常利益	3,160,042	5,855,801
税金等調整前当期純利益	3,160,042	5,855,801
法人税、住民税及び事業税	1,044,625	2,204,148
法人税等調整額	23,215	273,556
法人税等合計	1,067,840	1,930,591
当期純利益	2,092,201	3,925,209
親会社株主に帰属する当期純利益	2,092,201	3,925,209

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
当期純利益	2,092,201	3,925,209
包括利益	2,092,201	3,925,209
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,092,201	3,925,209

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	2,491,243	2,480,993	6,034,829	353	11,006,713	51,068	11,057,781
当期変動額							
新株の発行	12,372	12,372			24,744		24,744
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,092,201		2,092,201		2,092,201
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	12,372	12,372	2,092,201		2,116,945		2,116,945
当期末残高	2,503,615	2,493,365	8,127,030	353	13,123,659	51,068	13,174,727

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	2,503,615	2,493,365	8,127,030	353	13,123,659	51,068	13,174,727
当期変動額							
新株の発行							
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,925,209		3,925,209		3,925,209
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						105,478	105,478
当期変動額合計			3,925,209		3,925,209	105,478	4,030,687
当期末残高	2,503,615	2,493,365	12,052,240	353	17,048,868	156,546	17,205,415

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,160,042	5,855,801
減価償却費	84,995	79,818
のれん償却額	193,460	193,460
貸倒引当金の増減額(は減少)		3,240
その他の償却額	33,000	33,000
固定資産除却損	6,696	519
受取利息	663	912
支払利息	96	
売上債権の増減額(は増加)	178,219	181,194
未払金の増減額(は減少)	67,264	465,860
賞与引当金の増減額(は減少)	23,463	14,353
役員賞与引当金の増減額(は減少)	2,784	704
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,044	1,099
前受金の増減額(は減少)	199,312	82,801
未払又は未収消費税等の増減額	237,852	354,004
その他	122,980	141,222
小計	3,095,825	6,845,862
利息の受取額	663	912
利息の支払額	96	
法人税等の支払額	1,210,007	1,024,220
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,886,384	5,822,554
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	28,886	30,362
無形固定資産の取得による支出	28,462	33,841
定期預金の預入による支出	4,000,000	4,000,000
定期預金の払戻による収入	2,500,000	4,000,000
敷金及び保証金の差入による支出	3,441	295,943
敷金及び保証金の回収による収入	12,097	212,474
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,548,692	147,672
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	24,744	
ファイナンス・リース債務の返済による支出	4,550	
新株予約権の発行による収入		51,620
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,193	51,620
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	357,885	5,726,503
現金及び現金同等物の期首残高	7,869,086	8,226,972
現金及び現金同等物の期末残高	1 8,226,972	1 13,953,475

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

(株)レコフ

(株)レコフデータ

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～22年

工具、器具及び備品 2～20年

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年(社内における見込み利用可能期間)

その他 1年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、10年間の定額法によって償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定です。

(3) 当該会計基準の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が113,301千円減少し、「投資その他の資産」の「その他」に含まれていた「繰延税金資産」が41,835千円増加しております。また、「固定負債」の「その他」に含まれていた「繰延税金負債」が71,466千円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が71,466千円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当連結会計年度 (2019年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	456,086千円	504,487千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
広告宣伝費	255,109千円	423,109千円
役員報酬	150,681 "	454,796 "
給料手当	134,600 "	160,333 "
賞与	51,245 "	87,797 "
賞与引当金繰入額	17,084 "	14,787 "
採用費	55,182 "	66,476 "
地代家賃	332,369 "	333,863 "
支払手数料	146,705 "	183,645 "
減価償却費	84,995 "	79,818 "
支払報酬	93,221 "	116,693 "
退職給付費用	4,402 "	3,535 "

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,173,000	432,000		15,605,000

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、以下の通りであります。

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加 432,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	199			199

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第8回新株予約権	普通株式	264,800			264,800	11,553
	第9回新株予約権	普通株式	211,700			211,700	14,819
	第10回新株予約権	普通株式	282,300			282,300	19,761
	第11回新株予約権	普通株式	70,500			70,500	4,935
合計			829,300			829,300	51,068

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,605,000			15,605,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	199			199

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第8回新株予約権	普通株式	264,800			264,800	11,553
	第9回新株予約権	普通株式	211,700			211,700	14,819
	第10回新株予約権	普通株式	282,300			282,300	19,761
	第11回新株予約権	普通株式	70,500			70,500	4,935
	第12回新株予約権	普通株式		119,200		119,200	105,478
合計			829,300	119,200		948,500	156,546

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金	12,226,972千円	17,953,475千円
預入期間が3か月を超える定期預金	4,000,000千円	4,000,000千円
現金及び現金同等物	8,226,972千円	13,953,475千円

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当連結会計年度 (2019年9月30日)
1年内	167,053千円	268,866千円
1年超		604,791千円
合計	167,053千円	873,658千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、資金調達については資金使途に応じて主に銀行など金融機関からの借入による方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、営業部門を中心に事前の情報収集を行いリスクの低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、通常取引であれば1ヶ月以内に支払期日を設定するなど回収の早期化によりリスクを低減するなど行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での資金繰り表で支払予定を把握するなどし、リスク管理を行っております。また、資金調達については、定期的に金利の状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前連結会計年度（2018年9月30日）

		連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)	現金及び預金	12,226,972	12,226,972	
(2)	売掛金	384,313	384,313	
(3)	敷金及び保証金	176,626	176,626	
資産計		12,787,912	12,787,912	
(1)	前受金	435,905	435,905	
(2)	未払金	636,793	636,793	
(3)	未払法人税等	543,062	543,062	
(4)	未払消費税等	52,738	52,738	
負債計		1,668,500	1,668,500	

当連結会計年度（2019年9月30日）

		連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)	現金及び預金	17,953,475	17,953,475	
(2)	売掛金	565,507	565,507	
(3)	敷金及び保証金	201,697	201,697	
資産計		18,720,680	18,720,680	
(1)	前受金	353,104	353,104	
(2)	未払金	1,096,693	1,096,693	
(3)	未払法人税等	1,772,523	1,772,523	
(4)	未払消費税等	401,356	401,356	
負債計		3,623,677	3,623,677	

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。なお、リスクフリーレートの利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 前受金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2018年9月30日	2019年9月30日

敷金及び保証金	27,767	75,650
---------	--------	--------

敷金及び保証金の一部については、返還期限の見積もりが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)敷金及び保証金」に含まれておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2018年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	12,225,038			
売掛金	384,313			
敷金及び保証金	109,286	67,339		
合計	12,718,639	67,339		

当連結会計年度（2019年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	17,951,170			
売掛金	565,507			
敷金及び保証金		201,697		
合計	18,516,677	201,697		

（有価証券関係）

前連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当社は、有価証券を全く保有していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

当社は、有価証券を全く保有していないため、該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（2018年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（2019年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

なお、小規模企業等における簡便法の採用により、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	125,410	124,365
退職給付費用	16,884	12,553
退職給付の支払額	17,929	13,652
退職給付に係る負債の期末残高	124,365	123,266

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当連結会計年度 (2019年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	124,365	123,266
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	124,365	123,266
退職給付に係る負債	124,365	123,266
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	124,365	123,266

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 16,884千円 当連結会計年度 12,553千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価		11,662千円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用		5,607千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	提出会社 第8回ストック・オプション	提出会社 第9回ストック・オプション	提出会社 第10回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 11名	当社取締役 1名 当社従業員 31名	当社子会社取締役 6名 当社子会社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 264,800株	普通株式 211,700株	普通株式 282,300株
付与日	2015年2月20日	2016年12月7日	2016年12月7日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	2018年1月1日から 2050年12月31日まで	2020年1月1日から 2052年12月6日まで	2020年1月1日から 2052年12月6日まで

	提出会社 第11回ストック・オプション	提出会社 第12回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の顧問 1名	当社取締役 2名 当社従業員 35名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 70,500株	普通株式 119,200株
付与日	2016年12月7日	2018年12月15日
権利確定条件	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)
権利行使期間	2020年1月1日から 2052年12月6日まで	2020年1月1日から 2054年12月14日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、2015年9月1日付で1株につき2株の株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 新株予約権者は、新株予約権行使時においても、当社または当社子会社あるいは当社の関係会社の取締役または監査役あるいは従業員であることを要することとなっております。また、その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」または「新株予約権総数引受契約書」に定めております。
3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	提出会社 第8回ストック・オプション	提出会社 第9回ストック・オプション	提出会社 第10回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末		211,700	282,300
付与			
失効			
権利確定		211,700	
未確定残			282,300
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	264,800		
権利確定		211,700	
権利行使			
失効			
未行使残	264,800	211,700	

	提出会社 第11回ストック・オプション	提出会社 第12回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	70,500	
付与		119,200
失効		
権利確定		
未確定残	70,500	119,200
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

(注) ストック・オプションの数は、株式数に換算して記載しております。尚、株式数につきましては、2015年9月1日付で1株につき2株の株式分割を行っており、これにより、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	提出会社 第8回ストック・オプション	提出会社 第9回ストック・オプション	提出会社 第10回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,085	2,935	2,935
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)	872	700	700

	提出会社 第11回ストック・オプション	提出会社 第12回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,935	4,470
行使時平均株価 (円)		
付与日における公正な評価単価 (円)	700	3,488

(注) 権利行使価格については、2015年9月1日付で1株につき2株の株式分割を行っており、これにより、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第12回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

(1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社 第12回ストック・オプション
決議年月日	2018年11月15日
株価変動性(注1)	53.73%
予想残存期間(注2)	36年
予想配当(注3)	0%
無リスク利率(注4)	0.891%

(注) 1. 2013年11月20日(上場日)から2018年12月14日までの株価実績に基づいて算定しております。

2. 割当日から権利行使期間の満了日までの期間を推定期間として見積もっております。

3. 提出会社の配当実績に基づき算定しております。

4. 予想残存期間に対応する超長期国債のレートであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使により失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当連結会計年度 (2019年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	29,916 千円	92,612 千円
未払社会保険料	3,974 "	6,775 "
未払賞与	4,390 "	226,688 "
賞与引当金	11,127 "	10,250 "
資産除去債務	43,461 "	48,811 "
退職給付に係る負債	43,030 "	42,637 "
固定資産	18,378 "	18,373 "
繰越欠損金	511,883 "	445,309 "
その他	810 "	5,224 "
繰延税金資産小計	666,972 千円	896,683 千円
評価性引当額	530,346 千円	496,684 千円
繰延税金資産合計	136,625 千円	399,998 千円
繰延税金負債		
商標権	81,470 千円	71,286 千円
繰延税金負債合計	81,470 千円	71,286 千円
繰延税金資産純額	55,155 千円	328,712 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当連結会計年度 (2019年9月30日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
(調整)		
役員賞与の永久に損金に算入されない額	0.67%	1.94%
交際費等の永久に損金に算入されない額	0.40%	0.22%
住民税の均等割	0.20%	0.11%
所得拡大促進税制による税額控除		0.60%
連結のれんの償却額	1.89%	1.01%
評価性引当額の増減	0.49%	0.63%
その他	0.27%	0.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.79%	32.97%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業は、M & A 関連サービス事業及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループはM & A 関連サービス事業及びこれらの付随業務が連結損益計算書の売上高の全てを占めているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産を有しておりませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

単一の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の10%以上に該当する顧客はありませんので、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループはM & A 関連サービス事業及びこれらの付随業務が連結損益計算書の売上高の全てを占めているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産を有しておりませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

単一の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の10%以上に該当する顧客はありませんので、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

関連当事者との重要取引はありませんので、記載を省略しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり純資産額	420.50円	546.27円
1株当たり当期純利益金額	67.30円	125.77円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	66.07円	123.32円

(注) 1. 2019年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首より株式分割が行われたものと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,092,201	3,925,209
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,092,201	3,925,209
普通株式の期中平均株式数(株)	15,544,439	15,604,801
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	288,456	309,462
(うち新株予約権(株))	(288,456)	(309,462)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016年11月15日取締役会決議 第9回新株予約権 (新株予約権の数 2,117個) 2016年11月15日取締役会決議 第10回新株予約権 (新株予約権の数 2,823個) 2016年11月15日取締役会決議 第11回新株予約権 (新株予約権の数 705個)	2016年11月15日取締役会決議 第10回新株予約権 (新株予約権の数 2,823個) 2016年11月15日取締役会決議 第11回新株予約権 (新株予約権の数 705個) 2018年11月15日取締役会決議 第12回新株予約権 (新株予約権の数 1192個)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当連結会計年度 (2019年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	13,174,727	17,205,415
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	51,068	156,546
(うち新株予約権(千円))	(51,068)	(156,546)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	13,123,659	17,048,868
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	15,604,801	15,604,801

(重要な後発事象)

株式分割及び定款の一部変更

当社は、2019年10月31日開催の取締役会において、2019年12月1日付で株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議し、同日付で株式分割及び定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割及び定款の一部変更の目的

株式分割することにより、当社株式の流動性を高めると共に、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1)分割の方法

2019年11月30日(土曜日)を基準日(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的に2019年11月29日(金曜日))とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	15,605,000株
株式分割により増加する株式数	15,605,000株
株式分割後の発行済株式総数	31,210,000株
株式分割後の発行可能株式総数	95,520,000株

3. 分割の日程

基準日公告日	2019年11月14日(木曜日)
基準日	2019年11月30日(土曜日)(注)
効力発生日	2019年12月1日(日曜日)

(注) 同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的に2019年11月29日(金曜日)

4. 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、2019年12月1日の効力発生日と同時に新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第8回新株予約権	1,085円	543円
第9回新株予約権	2,935円	1,468円
第10回新株予約権	2,935円	1,468円
第11回新株予約権	2,935円	1,468円
第12回新株予約権	4,470円	2,235円

5. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

6. 定款の一部変更

(1) 定款の変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年10月31日開催の取締役会決議により、2019年12月1日（日曜日）をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を変更するものといたします。

（表中下線は変更部分）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>47,760,000</u> 株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>95,520,000</u> 株とする。

7. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,886,800	7,187,137	9,916,487	12,592,278
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	1,959,279	3,526,330	4,720,606	5,855,801
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (千円)	1,334,236	2,352,123	3,159,938	3,925,209
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	42.75	75.37	101.25	125.77

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	42.75	32.61	25.88	24.52

(注) 2019年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首より株式分割が行われたものと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,464,999	16,252,159
売掛金	219,240	154,548
前払費用	102,967	72,689
関係会社短期貸付金	50,000	50,000
その他	1,254	919
流動資産合計	10,838,461	16,530,316
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	106,751	88,423
工具、器具及び備品	21,408	37,930
建設仮勘定	-	399
有形固定資産合計	128,159	126,754
無形固定資産		
ソフトウェア	3,455	2,768
無形固定資産合計	3,455	2,768
投資その他の資産		
関係会社株式	3,026,749	3,026,749
関係会社長期貸付金	350,000	300,000
長期前払費用	63	35
繰延税金資産	59,685	325,432
敷金及び保証金	129,986	202,647
投資その他の資産合計	3,566,485	3,854,864
固定資産合計	3,698,101	3,984,387
資産合計	14,536,562	20,514,704
負債の部		
流動負債		
未払費用	34,357	42,935
前受金	346,220	273,931
未払金	534,748	978,831
未払法人税等	520,252	1,723,432
未払消費税等	52,738	380,997
預り金	5,748	3,615
流動負債合計	1,494,064	3,403,744
負債合計	1,494,064	3,403,744

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,503,615	2,503,615
資本剰余金		
資本準備金	2,493,365	2,493,365
資本剰余金合計	2,493,365	2,493,365
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,994,800	11,957,785
利益剰余金合計	7,994,800	11,957,785
自己株式	353	353
株主資本合計	12,991,429	16,954,413
新株予約権	51,068	156,546
純資産合計	13,042,497	17,110,960
負債純資産合計	14,536,562	20,514,704

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
売上高	6,460,303	10,918,877
売上原価	1 2,276,374	1 3,432,434
売上総利益	4,183,929	7,486,442
販売費及び一般管理費	1, 2 1,012,433	1, 2 1,661,326
営業利益	3,171,495	5,825,116
営業外収益		
受取利息	1 5,143	1 4,894
雑収入	4	1,289
営業外収益合計	5,147	6,183
営業外費用		
固定資産除却損	292	216
雑損失	14	12
営業外費用合計	306	228
経常利益	3,176,335	5,831,071
税引前当期純利益	3,176,335	5,831,071
法人税、住民税及び事業税	1,000,082	2,133,834
法人税等調整額	11,579	265,746
法人税等合計	1,011,661	1,868,087
当期純利益	2,164,673	3,962,984

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費	1	1,718,344	75.5	2,614,740	76.2
経費	2	558,029	24.5	817,693	23.8
当期売上原価		2,276,374	100.0	3,432,434	100.0

(注)

前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1 人件費の主な内訳は次のとおりであります。 給料手当 294,203 千円 賞与 1,317,297 千円 法定福利費 101,065 千円	1 人件費の主な内訳は次のとおりであります。 給料手当 375,975 千円 賞与 2,109,328 千円 法定福利費 129,436 千円
2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 外注費 380,578 千円 旅費交通費 156,558 千円	2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 外注費 609,475 千円 旅費交通費 178,785 千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	2,491,243	2,480,993	2,480,993	5,830,127	5,830,127	353	10,802,011	51,068	10,853,079
当期変動額									
新株の発行	12,372	12,372	12,372				24,744		24,744
当期純利益				2,164,673	2,164,673		2,164,673		2,164,673
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計	12,372	12,372	12,372	2,164,673	2,164,673		2,189,417		2,189,417
当期末残高	2,503,615	2,493,365	2,493,365	7,994,800	7,994,800	353	12,991,429	51,068	13,042,497

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	2,503,615	2,493,365	2,493,365	7,994,800	7,994,800	353	12,991,429	51,068	13,042,497
当期変動額									
新株の発行									
当期純利益				3,962,984	3,962,984		3,962,984		3,962,984
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)								105,478	105,478
当期変動額合計				3,962,984	3,962,984		3,962,984	105,478	4,068,462
当期末残高	2,503,615	2,493,365	2,493,365	11,957,785	11,957,785	353	16,954,413	156,546	17,110,960

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

自社利用のソフトウェア 5年(社内における見込利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」36,371千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」59,685千円に含めて表示しています。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

なお、権利確定条件付き有償新株予約権の概要及び採用している会計処理の概要につきましては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
営業取引による取引高		
売上原価	14,350千円	10千円
販売費及び一般管理費	20,953千円	21,143千円
営業取引以外の取引による取引高	4,500千円	5,200千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額ならびにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
広告宣伝費	244,470千円	401,194千円
役員報酬	94,870千円	369,542千円
給料手当	40,149千円	58,435千円
賞与	45,434千円	80,661千円
採用費	33,033千円	51,103千円
地代家賃	172,037千円	172,453千円
支払手数料	91,162千円	121,304千円
租税公課	77,532千円	145,881千円
減価償却費	44,102千円	42,012千円
支払報酬	48,817千円	69,597千円
おおよその割合		
販売費	26%	25%
一般管理費	74%	75%

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
関係会社株式	3,026,749	3,026,749
計	3,026,749	3,026,749

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
未払事業税	28,006 千円	88,377 千円
未払社会保険料	3,974 千円	6,775 千円
未払賞与	4,390 千円	201,225 千円
資産除去債務	23,314 千円	26,512 千円
その他	千円	2,540 千円
繰延税金資産合計	59,685 千円	325,432 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
法定実効税率	30.86 %	30.62 %
(調整)		
役員賞与の永久に損金に算入されない額	0.54 %	1.71 %
交際費等の永久に損金に算入されない額	0.33 %	0.19 %
所得拡大促進税制による税額控除	%	0.61 %
その他	0.12 %	0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.85 %	32.04 %

(重要な後発事象)

(株式分割について)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	69円63銭	126円98銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	68円36銭	124円51銭

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物附属設備	201,522	640		18,967	202,162	113,739
	工具、器具及び備品	53,450	28,251	7,296	11,512	74,405	36,474
	建設仮勘定		8,300	7,900		399	
	計	254,973	37,191	15,197	30,480	276,967	150,213
無形固定資産	ソフトウェア	7,435	400	500	1,086	7,335	4,566
	計	7,435	400	500	1,086	7,335	4,566

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品 ITインフラの整備、強化 28,251千円

2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地（NMF竹橋ビル6階） 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地（NMF竹橋ビル6階） 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。(https://www.ma-cp.com/)ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第13期（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日） 2018年12月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年12月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第14期第1四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月14日関東財務局長に提出

第14期第2四半期（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日） 2019年5月15日関東財務局長に提出

第14期第3四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月9日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2018年12月25日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年12月20日

M & A キャピタルパートナーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三ッ木 最 文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千 足 幸 男
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているM & A キャピタルパートナーズ株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M & A キャピタルパートナーズ株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、M & A キャピタルパートナーズ株式会社の2019年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、M & A キャピタルパートナーズ株式会社が2019年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月20日

M & A キャピタルパートナーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三ッ木 最 文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 足 幸 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているM & A キャピタルパートナーズ株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法ならびに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M & A キャピタルパートナーズ株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。